
プロジェクト EFRAG ESRS-40a 公開草案への対応項目 第 71 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 71 回サステナビリティ基準委員会（2026 年 7 月 22 日開催）における、審議事項(4)の EFRAG 第三国企業向け欧州サステナビリティ報告基準プロジェクトへの対応について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 聞かれた意見

2. コメント・レターを提出するとの事務局の方針に賛同する。そもそも企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に対応した「欧州サステナビリティ報告基準」（ESRS）と ISSB 基準では、基準設定のベースや思想が異なる。そのため、第三国企業向け欧州サステナビリティ報告基準（以下「ESRS-TC」という。）が確定しても、その内容は SSBJ 基準に直接反映されるものではない。一方、作成者の負荷軽減に向けた意見発信を行うことは意義があり、SSBJ 基準に則った開示を効率的に進められるようになり、ESRS-TC による開示自体についても、より良いものにできるためのコメントになるのではないかと。
3. 日本企業 100 社から 150 社への影響が見込まれることに鑑み、コメント・レターを提出するとの事務局の方針に賛同する。ESRS-TC に基づく報告を公表する方法としては、1 つの書類で提出する方法や、SSBJ 基準に基づく開示に ESRS-TC で要求される開示を追加する方法などさまざまなパターンが想定される。これらは作成者が検討すべきものではあるが、想定されるフォーマットについて、SSBJ として検討しているものがあれば、確認したい。
4. SSBJ 基準適用企業が ESRS-TC の適用対象企業となる場合があるため、二重報告の負荷の軽減の観点から検討の上、コメント・レターを提出するとの事務局の方針に賛同する。特に ESRS-TC に基づく報告と ISSB 基準や SSBJ 基準に基づく報告に共通の内容が多いのであれば、相互運用可能性を最大限活用できるような意見発信がよいと考える。実質的に同じ情報が異なる様式で提供されることにより、作成者にとっては二重報告の負担が生じるだけでなく、利用者にとっても重複した情報が公表されることによる混乱が生じることが考えられる。

5. コメント・レターを提出するとの事務局の方針に賛同する。また、参考資料において、ESRS-TCに基づく報告では、1.5度目標との整合性の開示が要求されているが、その背景や目的等を理解したい。
6. コメント・レターを提出するとの事務局の方針に賛同する。財務報告に関してであれば、日本企業の海外子会社は一定程度の体制が整っていると考えるが、サステナビリティ関連開示に関してはその水準に至っておらず、対応が難しい場合が多いのではないかと考える。その場合、結果的に日本の親会社を中心とした対応となることが想定されるため、実務的な観点から相互運用可能性やその他負担軽減の観点からのコメントを提出していくことがよいのではないかと考える。

以 上